

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表

平成23年度 市民館管理業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月17日

室戸市長 小松 幹 侍

記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	平成23年度市民館管理業務・12ヶ月×20時間・詳細な業務期間業務内容期間については、別添仕様書のとおり見積については、時間単価で提出のこと（消費税込み）
(2) 契約者の決定方法及び選定基準	見積額が予算の範囲内であること。 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センター連合若しくは、シルバー人材センターであること。
(3) 見積書の提出場所及び提出期限	室戸市役所人権啓発課 平成23年 3月25日午前9時
(4) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市役所人権啓発課 室戸市浮津25番地1

## 委託業務仕様書

1. 委託業務名  
市民館管理委託業務
2. 業務内容  
市内6市民館での夜間及び休日等の各種教室等の開催に際しての開館から閉館にかかる管理業務
  - ・ 市民館の開錠・施錠業務
  - ・ 夜警業務
  - ・ その他管理業務
3. 業務の実施  
業務は市民館の事業計画及び館長と協議のうえ実施するものとする。
4. 業務の円滑  
管理業務を円滑に行うため、事業計画について館長と協議  
業務時間 休日の部 午前8時30分～午後5時までの時間  
(この間の勤務時間・各館長と協議必要)  
夜警の部 午後5時15分～午後10時までの時間  
(この間の勤務時間・各館長と協議必要)
5. 雇用人数 各館各時間帯1名の勤務
6. 委託期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日
7. 備考
  - ・ 各館の業務については、必ず業務時間までに双方の確認をしておくこと
  - ・ 事務所内には、立ち入らないこと
  - ・ 緊急時連絡の取れる体制にしておくこと